

岩手県告示第 393 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村松前沢 76 番 12 地先から 76 番 24 地先ま で	新	m 57.2~16.0	m 132.0
	旧	39.0~15.0	132.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- (2) 期間 平成 21 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで